

入札にあたっての注意事項

本件は、「複数年にわたる委託契約におけるスライド条項（賃金水準、物価水準の変動を反映した契約金額の変更）」を適用する契約です。

最低賃金等に一定以上の変動がみられた場合に、2年目以降の契約金額を変更することができます。

変更金額の算出方法等は、「賃金、及び物価の変動に基づく契約金額の変更に係る特約条項第1条第1項に係る特記仕様書」に定めるとおりです。

※本制度の詳細については、本市ホームページをご覧ください。

(<https://www.city.kashiba.lg.jp/soshiki/7/42758.html>)

契約変更にあたっては、委託者と受託者で変更金額等について協議を行います。

協議の請求書は、履行開始日から12か月経過後（2回目以降は前回スライドから12か月経過後）以降に提出してください。